

福井工業大学 公的研究費等管理・監査規程

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、福井工業大学（以下「本学」という。）における文部科学省等の省庁やそれらが所轄する独立行政法人等から配分される競争的な公的研究費の管理・監査に関し必要な事項を定め、もってその適正な管理を図るとともに、適切かつ円滑な運営に資することを目的とする。

（法令遵守）

第2条 研究者は交付を受けた公的研究費に係る研究の実施に当たっては、関係法令を遵守するほか、交付の際の条件を遵守しなければならない。

第2章 責任体系

（最高管理責任者）

第3条 本学に、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

（統括管理責任者）

第4条 本学に、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限をもつ者として統括管理責任者を置き、事務局長をもって充てる。

（コンプライアンス推進責任者）

第5条 部局等における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、本学 教育・研究不正行為等対応委員会（以下「不正行為対応委員会」という。）委員長をもって充てる。

（職名の公開）

第6条 前3条の規定に基づき責任者を置いたとき又はこれを変更したときは、その職名を公開するものとする。

（最高管理責任者の責務）

第7条 最高管理責任者は、統括管理責任者が公的研究費の適切な運営・管理を行えるよう必要な措置を講じなければならない。

第3章 適正な運営・管理のための環境整備

（他規程の準用）

第8条 公的研究費の運営・管理については、本規程による他、学校法人金井学園経理規程、学校法人金井学園固定資産及び物品調達規程及び学校法人金井学園事務稟議決裁規程の各規程を準用するものとする。

（相談窓口）

第9条 公的研究費に係る事務処理手続き及び使用ルールに関する学内外からの相談を受け付ける窓口を、事務局社会連携推進課に設置するものとする。

（職務権限の明確化）

第10条 公的研究費の事務処理としての研究費の管理及び一切の経理事務、研究者が購入した設備等の受け

入りの確認については、研究者に代わり、事務局が行うものとする。この件に関し、研究者から「公的研究費の運用に関する委任状及び合意書」を、最高管理責任者である学長宛に提出させるものとする。

第4章 教職員の意識向上

（研究者の行動規範）

第11条 研究者は、公的研究費により研究を遂行するに当たり、研究費等の交付条件を理解しこれを遵守すること。また、研究費等は国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、公正かつ効率的に使用するとともに、研究において不正行為をしてはならない。

（事務職員の行動規範）

第12条 事務職員は、公的研究費の事務処理に関する管理及び一切の経理事務につき責任をもって研究者に代わり取り扱わなければならない。また、関連法令、会計制度に関する知識を習得し、研究の内容や動向、研究遂行に必要な機器・環境についても理解を怠ることなく公正な態度で職に当たり、不正行為の発生を未然に防止するように努めなければならない。

（コンプライアンス教育）

第13条 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる教職員に、コンプライアンス教育（機関の不正対策に関する方針やルール等）を実施する。また、不正行為をしない旨の「誓約書」を提出させるものとする。

第5章 調査及び懲戒

（調査委員会）

第14条 公的研究費の不正使用に係る調査については、不正行為等対応委員会においてこれを行うものとする。

（懲戒）

第15条 公的研究費の不正使用が認められた者についての懲戒については、学校法人金井学園職員就業規則及び学校法人金井学園職員懲戒規程により、懲戒処分等を行うものとする。

第6章 不正防止計画の策定、実施及び推進

（不正防止計画の策定、実施及び推進）

第16条 不正を発生させる要因を分析し、それに対応した具体的な不正防止計画を策定し、同計画の実行及び推進を担当する部署を、不正行為対応委員会と定める。

（最高管理責任者の対応）

第17条 不正防止計画の策定・実施につき、最高管理責任者は率先して対応し、不正行為対応委員会における進捗管理に努めなければならない。

第7章 研究費の適正な運営・管理活動

（執行状況の管理）

第18条 研究費の予算管理、執行状況の管理は事務局庶務課が行い、研究計画の遂行に支障があれば改善策を講ずるものとする。

（利子）

第19条 科学研究費助成事業に関して生じた預金利子は、本学に譲渡するものとする。

（起案・決裁・発注・検収）

第20条 物品の調達は、研究者が購入依頼書を事務局庶務課に提出して、法人本部管財課長の決裁を受けた後、管財課が発注する。但し、1件が3万円以上7万円未満の物品については学校法人金井学園総務部長、7万円以上10万円未満の物品については学校法人金井学園常務理事、10万円以上の物品については学校法人金井学園理事長の決裁後に管財課が発注するものとする。検収は、管財課が行う。

2 特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発など）に関する検収は、検収担当者が動作確認等（成果物の確認）を行うとともに、必要に応じ、当該研究者や発注先業者に対する聞き取り調査を行う。また、成果物のない機器の保守・点検などの特殊な役務は、検収担当者の立ち会い等による確認をする。

3 有形の成果物の検収は、成果物及び完了報告書等（納品書含む）の履行が確認できる書類により、検収を行う。必要に応じ、抽出による事後チェックなども含め、これにかかる仕様書、作業工程などの詳細をこれらの知識を有する本学教育職員や技術職員（発注に関係していない者）がチェックする。

（出張費）

第21条 研究遂行上必要となる出張費については、学校法人金井学園教職員旅費規程を準用するものとする。

（作業費）

第22条 作業費の支払いについては研究者が作成する「研究補助・作業補助などの賃金請求明細」又は「出勤退勤打刻データ表」等に基づいて算出する。また、作業費の支出は法人本部経営企画課が作業担当者に直接支払う。

（不正な取引を行った業者の処分）

第23条 不正な取引に関与した業者については、不正の程度に応じて、取引停止等の措置を学校法人金井学園固定資産及び物品調達規程に準じて講ずるものとする。

第8章 情報伝達を確保する体制

（通報窓口）

第24条 公的研究費の不正使用等（その疑いあるものを含む。）に関する通報及び情報提供を受け付けるための窓口は社会連携推進課とする。

（最高管理責任者への伝達）

第25条 社会連携推進課は、公的研究費の不正使用等に関する通報があった場合、事務局長、不正行為対応委員会委員長を通じて、最高管理責任者に速やかに報告するものとする。

（使用ルール等の周知徹底）

第26条 不正行為対応委員会は、不正使用を防止する観点から、公的研究費の使用ルールを研究者及び事務職員に周知し、問題があると申し出があった場合には、必要な措置を講ずるものとする。

（不正使用に向けた方針の公開）

第27条 公的研究費の不正使用への取組に関する本学の方針及び意思決定手続については、学内外に公表するものとする。

第9章 モニタリング等

（モニタリング及び内部監査）

第28条 公的研究費の適正な管理のため、学校法人金井学園内部監査規程に基づき、監査担当者は公正かつ確かなモニタリング及び内部監査を実施するものとする。なお、公的研究費の監査は、最高管理責任者の下、行うものとする。

（体制の検証）

第29条 内部監査は書類監査にとどまらず、不正防止体制の検証も行うこととする。

（不正行為防止計画推進部署との連携）

第30条 内部監査は不正行為対応委員会と連携して行い、同委員会の調査に基づく不正発生要因に応じた内部監査を実施するものとする。

（監事、会計監査人との連携）

第31条 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、意見を述べるものとする。

2 監事は、不正行為対応委員会が実施する実地調査や内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べるものとする。

3 内部監査の結果については、最高管理責任者に通知されるものとする。また、監査報告書を学園監事及び公認会計士に送付するものとする。

（不正行為防止計画推進部署の実地調査）

第32条 不正行為対応委員会は、公的研究費の使用ルールに基づき適切に運営・管理されているか、必要に応じ実地調査をすることができるものとする。

第10章 その他

（公的研究費個別規程）

第33条 この規程に定めるものの他、公的研究費の取扱に関し、必要な事項は別に定める個別規程によるものとする。

第34条 この規程の改廃は学長の決裁を経て行う。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年3月1日から施行する（起案番号第1156号）。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する（起案番号第307号）。

附 則

この規程は、平成26年8月1日から施行する（起案番号第588号）。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する（起案番号第1385号）。

附 則

この規程は、平成29年3月1日から施行する（起案番号第1632号）。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する（起案番号第394号）。

附 則

この規程は、令和3年7月7日に施行し、令和3年4月1日から適用する（起案番号第R03-0526号）。

附 則

この規程は、令和4年4月1日に施行する（起案番号第R04-0326号）。